

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年伊丹市  
条例第 号）

伊丹市印鑑条例（昭和47年伊丹市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条の2を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請）

第12条の2 前条の規定にかかわらず，印鑑の登録を受けている者は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）または電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を使用して，自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で，証明書を交付する機能を有するものをいう。第14条第4項において同じ。）を利用し，印鑑登録の証明を申請することができる。

付 則

この条例は，規則で定める日から施行する。